

(2) 知的財産の戦略的な創造・保護・活用

【知的財産対策関係 1, 470 (1, 562) 百万円】

対策のポイント

先端的な研究開発の成果、植物新品種や家畜遺伝資源、地域ブランド、農林水産業の現場の技術・ノウハウなどの知的財産を適切に保護し、積極的に創造・活用する体制づくりを早急に進めます。

農林水産業の産業としての潜在能力を発揮させるためには、先端的な技術や植物新品種に加え、農林水産業の現場の技術・ノウハウ、地域ブランド、食文化等の知的財産を適切に保護し、積極的に創造・活用することが重要です。これにより、農林水産業・食品産業の競争力強化と地域活性化を目指します。

(農林水産分野の知的財産とは)

- 農林水産分野の研究成果(農業技術等)
- 植物品種、動物品種、遺伝資源
- 農林水産業の現場で使われている技術・ノウハウ
- ブランド(地域ブランド、日本ブランド、企業ブランド等)
- 食文化、伝統文化
- 人々の手によってつくられた農山漁村景観

保護の一手段
(知的財産権制度)

- 育成者権
- 特許権
- 実用新案権
- 意匠権
- 商標権

政策目標

- 研究技術開発成果や農林水産業の現場における技術・ノウハウ、植物品種等の知的財産を農林水産業の競争力強化のために有効に活用する体制を整備
- 農林水産物・食品の地域ブランド化の取組を促進
- 植物新品種の育成者権保護や地域ブランドの保護を国内外において強化

<内容>

1. 農林水産分野の知的財産の活用促進

(1) 農林水産知的財産の創造・発掘・活用の促進

農林水産知的財産ネットワークの構築により、大学、独立行政法人研究機関、公立試験研究機関等の間で情報を共有し、保有する特許、育成者権等の民間企業等による活用を促進します。また、中小零細経営体による知的財産の活用・管理の委託手法を検討し、農林水産現場の新しい技術やノウハウの活用方法を提案します。

農林水産知的財産戦略総合推進事業	80 (57) 百万円
うち農林水産知的財産発掘・活用促進事業	58 (57) 百万円
【現場創造型技術（匠の技）活用・普及支援事業	75 (80) 百万円】

(2) 研究成果の活用

研究成果の実用化に向け、新品種を活用した機能性食品等に加え、農産物由来の有用物質や新素材を活用した医薬・化粧品等、非食品分野における**革新的な新製品の事業化**を推進します。

また、普及組織が中心となって関係機関が普及・実用化のための実証を行う取組、TLO（技術移転機関）による産業界への技術移転を引き続き支援します。

【新需要創造対策 500 (630) 百万円】

【産学官連携経営革新技術普及強化促進事業 195 (197) 百万円の内数】

【農林水産技術移転促進事業 63 (63) 百万円】

2. 地域ブランド・日本ブランドの戦略的推進

農林水産物・地域食品を対象として、地域が真に力のある「**地域ブランド**」を確立できるよう、生産・品質管理、名称管理、マーケティング力向上等の一貫した取組に対しアドバイスする**プロデューサーや専門家の招へい、機器や施設の整備等**を支援します。

近年問題となっている、海外における模倣品等の発生状況の調査や我が国の地名を利用した商標等の出願状況の監視等の取組に対し支援を行い、我が国農林水産物の知的財産面での取組を強化し、日本ブランドの海外展開を促進します。

また、海外日本食優良店の調査、現地における優良店の基準の策定・普及、現地組織による情報収集等を支援することにより、海外における日本食の信頼性を高め、日本食ファンを世界に拡げます。

【農林水産物・食品地域ブランド化支援事業 88 (108) 百万円】

農林水産知的財産戦略総合推進事業	80 (57) 百万円
うち農林水産物等知的財産保護強化事業	22 (0) 百万円

【強い農業づくり交付金 29,150 (24,914) 百万円の内数】

【水産物産地販売力強化事業 1,052 (0) 百万円の内数】

【食料産業クラスター展開事業 874 (609) 百万円の内数】

【海外日本食優良店調査・支援事業 172 (182) 百万円】

【農林水産物等輸出促進支援事業のうち海外日本食優良店普及促進事業 45 (45) 百万円】

3. 我が国の植物新品種、ブランド名称等の保護の強化

(1) 東アジア植物品種保護フォーラムの活用

我が国の植物新品種を海外においても適確に保護するため、東アジア地域において、制度の共通の基盤作りを目指し、**各国が共同で調和のとれた制度の整備・充実を進めるため設置された「東アジア植物品種保護フォーラム」**を活用し、技術協力、人材育成等を推進します。

【東アジア植物品種保護フォーラム推進事業 125 (127) 百万円】

【アジア地域植物新品種保護制度整備推進事業 22 (22) 百万円】

(2) DNAによる品種識別の促進

我が国のオリジナル品種保護のためのDNA品種識別技術の開発、登録品種の標本・DNAの保存等を行います。

【登録品種の標本・DNA保存等事業 24 (24) 百万円】

【農林水産物等輸出促進支援事業のうち品種保護に向けた環境整備 58 (58) 百万円】

(3) 家畜遺伝資源の保護・活用体制の強化

海外の追随を許さない優れた和牛の生産体制を構築するため、和牛精液ストロー等の流通管理を強化するための精液の生産、使用状況を集約する全国システムを構築します。また、遺伝子情報に基づいた速度と多様性に優れる和牛の改良技術（遺伝子育種）の早期実用化を図るため、和牛遺伝子解析等研究開発の促進のための取組を支援します。

【和牛精液等流通管理体制構築推進事業 140 (82) 百万円】

【畜産新技術実用化対策推進事業 532 (532) 百万円の内数】

(4) 海外の商標権等に関する情報収集・提供体制の充実

近年問題となっている海外における我が国の地名を利用した商標等の登録問題に対応し、その出願状況の監視等の取組に対し支援を行い、利害関係者による適時かつ効果的な対応を後押しします。

また、我が国食品産業の東アジア地域への投資を促進するため、情報収集・提供体制を充実します。

〔 農林水産知的財産戦略総合推進事業 80 (57) 百万円
うち農林水産物等知的財産保護強化事業 22 (0) 百万円 〕

【東アジア食品産業海外展開支援事業 249 (249) 百万円の内数】

4. 人材育成・普及

普及指導員及び地方公共団体職員や農協の営農指導員等の指導的立場にある者等に対し、知的財産に関する研修を実施し、農林水産現場の指導的人材を育成します。

〔 農林水産分野知的財産人材育成総合事業 27 (27) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 〕

[担当課：生産局知的財産課 (03-3502-5966 (直))]]

知的財産の戦略的な創造・保護・活用

～農林水産分野の知的財産を適切に保護し、積極的に創造・活用する体制づくりを推進～

農林水産分野の知的財産の活用促進

○ 知財の創造・発掘・活用の促進

- ・ 農林水産知的財産ネットワークの構築により、特許、育成者権等の民間企業等による活用を促進。
- ・ 中小零細経営体による知的財産の活用・管理の委託手法を検討。

○ 研究成果の活用

- ・ 新品種を活用した機能性食品等に加え、農産物由来の有用物質や新素材を活用した医薬・化粧品等、非食品分野における革新的な新製品の事業化を推進。
- ・ TLO(技術移転機関)による産業界への技術移転を支援。

地域ブランド・日本ブランドの戦略的推進

- 「真に力のある地域ブランド」を確立するための生産・品質管理、マーケティング力向上等を行うプロデューサーの招へいを支援。

たっこにんにく(青森県田子町)



ごっくん馬路村(ゆずジュース)
(高知県馬路村)

- 海外日本食優良店の調査、現地組織による情報収集等を支援。

我が国の植物新品種、ブランド名称等の保護の強化

○ 植物新品種の保護強化

- ・ 20年7月に設置した「東アジア植物品種保護フォーラム」を活用し、技術協力、人材育成等を推進。
- ・ DNA品種識別技術の開発、登録品種の標本・DNAの保存等。

○ 家畜遺伝資源の保護・活用体制の強化

○ 海外商標問題等への対応

- ・ 海外における模倣品等の発生状況の調査、商標等の出願状況の監視
- ・ 食品産業の東アジア地域への投資促進のための情報収集・提供体制の充実

人材育成・知識の普及

- 普及指導員や地方公共団体職員、農協の営農指導員等への研修による指導的人材育成とそれによる農林水産業者等への知的財産の知識の普及

知識集約型産業への転換／農林水産業・食品産業の競争力強化と農山漁村の活性化

農林水産知的財産戦略総合推進事業

【平成21年度概算要求額 80（57）百万円】

対策のポイント

農林水産業現場の技術・ノウハウ等の知的財産の流通を促進するとともに、海外における我が国の地名を利用した商標出願への監視体制の構築を支援

（現場における技術・ノウハウの特許化の例）

アーチ型パイプをネットで覆い、その上にカボチャの茎葉をはわせ、空中で果実を着果、肥大させる栽培方法（特許第1989869号（平成7年11月8日）他）

（中国での我が国の地名の商標出願・登録状況）

47都道府県のうち27名称で、政令指定都市では3名称で、我が国の都道府県名及び政令指定都市名とほぼ同一とみられる商標が確認（※）（JETRO 北京 調べ）

政策目標

※中国籍以外の者からの出願も含まれており冒認出願か否かの判断は困難

研究技術開発成果や農林水産業の現場における技術・ノウハウ等の「知的財産」を有効に活用する体制を整備するとともに、海外における農林水産物等に係る知的財産の保護を強化し、我が国の農林水産業の国際競争力強化を実現

<内容>

（1）農林水産物等知的財産保護強化推進事業

近年問題となっている海外における我が国の地名を利用した商標等の登録問題に対応し、都道府県等利害関係者による出願状況の監視等の取組について支援を行い、適時かつ効果的な対応を後押しします。

（2）農林水産知的財産発掘・活用促進事業

①モデル事業の実施による知的財産の活用促進のための課題の整理

農林水産業者の有する技術・ノウハウ等を管理・許諾・流通させる手法を開発するため、農業技術に詳しい研究者、弁理士、特許流通アドバイザー等によるチームを作り、数例のモデル事業を実施します。

②農林水産知的財産の活用・管理システムの構築

中小零細経営体による知的財産の活用・管理の委託手法を検討し、農林水産現場の新しい技術やノウハウの活用方法を提案します。

③農林水産知的財産情報の集積・提供

多数の試験研究機関等に分散している農林水産知財情報を集積するとともに、パッケージ化（品種と特許等）するなど、より活用しやすい形での情報提供を行い、民間企業に対し知財導入を促します。

<事業実施主体> 民間団体 等

<補助率> 定額

<事業実施期間> 平成20年度～平成24年度

【担当課:生産局知的財産課 (03)3502-5525(直通)】

- 目的：**① 農林水産現場の新しい技術やノウハウについて、開発者が他者に移転・継承(活用)する際の課題の調査、シーズ・ニーズの交換の場の設置、管理等委託により、活用のための基盤を整備する。
② 農林水産分野の試験研究成果や技術の情報を一元的に提供するシステムを作る。

ねらい：・開発者の利益を確保して、技術・ノウハウ等の知的財産の流通を促進し、農林水産業の技術やノウハウの水準を向上させる。
・農林水産分野での知財の創造と企業、農業法人等による活用を促進する。

20年度

1 モデル事業の実施により、技術・ノウハウの移転等の課題抽出と流通手法開発

モデル事業：・現場の技術・ノウハウについての管理手法の開発、許諾契約の締結を行い、課題を整理。
(5地区程度) ・実施に当たっては、農業技術の専門家、特許流通の専門家、弁理士、弁護士などがチームになって、管理手法や許諾契約の方法の検討、マッチングを行う。

2 農林水産知的財産ネットワークのための情報基盤の整備

- ・農林水産分野の特許、育成者権等のデータを一元的に検索できるシステム整備
- ・農林水産分野の特許・育成者権等の活用パッケージの作成や活用情報収集のための調査

ワンストップでアクセス可能なポータルサイト

知財導入による成功事例の紹介

弁理士、移転担当者等の相談窓口の情報

農林水産知財ネットワーク

許諾可能な特許、育成者権等の情報データベース

品種と加工技術等をパッケージにした活用方法の提案

各種施策の紹介

21年度

1 モデル事業による流通手法開発（継続）

2 農林水産知的財産の活用・管理システムの構築（新規）

中小零細経営体の知的財産の活用・管理の委託方法の検討

3 農林水産知的財産ネットワークのための情報基盤の整備（継続）

- ・システムの運用と調査内容をシステムへの組み込み
- ・研究機関の保有する知財の活用事例、育成者権と特許を組み合わせた活用事例の調査・収集とシステムへの組み込み

農林水産知的財産戦略総合推進事業のうち農林水産物等知的財産保護強化推進事業

続発する海外商標問題

「青森」「越光(コシヒカリ)」「讃岐」等、中国、台湾等における我が国の地名、品種名等の商標出願・取得や我が国の農林水産物等の高い評価に便乗した模倣品・海賊版の増加

→海外での知的財産権取得、不当な商標出願に対する異議申立て等を行うためには情報把握と共同対応が不可欠

農林水産省

補助金
(定額)

事業受託会社(民間コンサル、団体等)

- ◇「農林水産知的財産保護コンソーシアム(仮称)」の事務局
- ◇都道府県等の負担による監視業務の仕組みの設定
- ◇海外における模倣品の発生状況、品種名称等の使用状況に関する調査・情報収集

原資

(とりまとめ)

中国に詳しい
弁理士事務所

業務委託契約

中国商標検索会社
(弁理士事務所等)

中国商標出願等監視契約

台湾に詳しい
弁理士事務所

台湾商標出願等監視契約

農林水産知的財産保護コンソーシアム(仮称)

メンバー

- 関心のある都道府県又は都道府県協議会
 - ・育成者権者としての立場
 - ・県内の農林水産物等の輸出関係者のとりまとめの立場
- 農林水産業関係団体(全国レベル)
- ジェトロ、弁理士会等

分担

※ 監視業務に係る費用は、都道府県等利害関係者が分担。
国の補助金は、契約にかかる事務局の調査、監視業務契約等の事務費用に充当。

我が国農林水産物の知的財産面での取組強化により日本ブランドの海外展開を実現

農林水産物・食品地域ブランド化支援事業

【平成21年度概算要求額 88（108）百万円】

対策のポイント

地域ブランドの確立に向け、ブランド・コンセプトの設定、生産・品質管理、マーケティング力向上等の一貫した取組に対しアドバイスするプロデューサーの招へいや個別課題の専門家の招へい、機器整備等を支援。

（農林水産物・食品における地域ブランドによる経済効果）

- ・ 馬路村のゆず（高知県JA馬路村）：ゆず加工品全体での売上高が上昇（1994年12億円から2005年32億円に。）
- ・ 関あじ・関さば（大分県漁業協同組合佐賀関支店）：価格が上昇（さばの価格が、取組前は200円～300円/kgだったものが、90年代末には最高3,400円/kgに。）
- ・ だだちゃ豆（山形県JA鶴岡等）：キロ単価が上昇（平成元年483円から平成15年1,002円に。）

政策目標

真に力のある「地域ブランド」を3年間で全国に確立

<内容>

①地域段階

当該取組主体に対し、以下の事項について支援。

- ・ アドホックなアドバイスだけでなく、ブランドの形成過程すべてを対象に提案から実現まで一貫してアドバイスを行うプロデューサーの招へい。

（プロデューサーのアドバイス業務）

ブランド・コンセプトの設定、技術の開発・導入、品質管理、マーケティング力の強化等

- ・ デザイン、農業技術、表示管理、マーケティング等の専門家の招へい。
- ・ 生産体制の整備や品質向上・管理のための機器整備や市場調査、商品の特性調査、試作品開発、見本市出展等。

②全国段階

地域段階の取組を支援するための協議会の運営、プロデューサー会議の開催、地域ブランドの取組状況の調査等を実施。

<事業実施主体> 全国段階：民間団体
地域段階：農業協同組合・漁業協同組合・事業協同組合 等

<補助率> 全国段階：定額
地域段階：プロデューサー招へい費用：定額（上限有り）
その他の費用：1／2等

<事業実施期間> 平成20年度～平成22年度

【担当課：生産局知的財産課（03）3502-5525（直通）】

農林水産物・食品地域ブランド化支援事業

目的：真に力のある「地域ブランド」を広範に創出

ねらい：課題をかかえる地域ブランド化の取組を支援することにより、課題解決の方策を蓄積し、地域ブランドの成功例を拡大する。

【事業の内容】

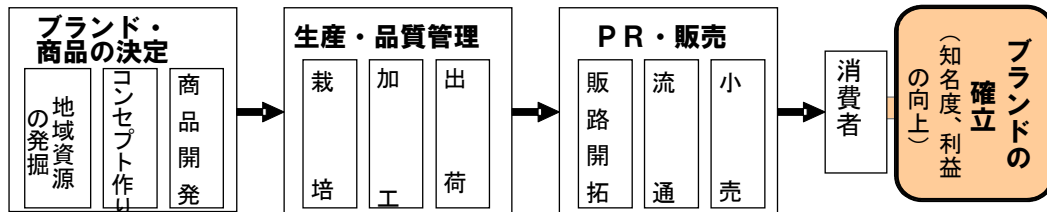
●農林水産物・食品の地域ブランド化に取り組む主体に対し、以下の費用の一部（定額、1/2、1/3）を支援【地域段階】

- ・ プロデューサー招へい費用・・・外部の者の視点の導入
- ・ 知的財産権の取得やマーケティング等のためにプロデューサーを補佐する専門家の招へい費用
- ・ 地域ブランド化を図るために必要な品質等に係る統一基準の作成費用
- ・ 品質管理のための機器の購入費用
- ・ 市場調査、商品の特性調査のための費用
- ・ 試作品開発、見本市出展 等

●全国協議会の運営、地域段階の取組のサポート活動等を支援【全国段階】

プロデューサーとは・・・

地域ブランドの形成過程すべてを対象に、一貫してアドバイスを実施



【事業実施主体】

地域段階：農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合等

全国段階：民間団体等

【概算要求額】88百万円

農林水産分野知的財産人材育成総合事業

【平成21年度概算要求額 27（27）百万円】

対策のポイント

普及指導員及び地方公共団体職員や農協の営農指導員等の指導的立場にある者等に対する知的財産研修を行う。

- 農業をとりまく現状は、以下のように変化。
 - ・ 経済のグローバル化やIT化の世界的な進展により、価値ある情報が海外に流出するおそれ。
 - ・ 途上国の経済発展等により、農産物の品質など付加価値競争が激化。
 - ・ 農業法人や農業への参入企業における技術の特許化・秘匿化により、知的財産を意識する生産者と意識しない生産者との間の意識ギャップが顕在化。
 - ・ 農業者の高齢化により、地域で受け継がれてきた技術が廃れるおそれ。
- このような変化に対応するためには、技術を適正に評価し、「知的財産」として認識し、保護・活用するとともに、これを支える人材育成にさらに力を入れて実施することが必要。

政策目標

知財関係支援・相談に対応できる指導的人材を3年間で1000人程度育成するとともに、これを通じて、農林水産業者に対し知的財産の意識を広く啓蒙

<内容>

(1) 事業検討委員会の実施

年間の農林水産関係者における研修方針や主体別役割の検討、それぞれのコースの研修内容の検討・調整、各研修の実行上の調整、研修結果報告と今後の方針の検討等を実施します。

(2) 農林水産業現場の指導的人材の育成・支援

- ① 知財の概念、育成者権を中心とした取得や権利侵害対応等に関する普及指導員向け専門研修の実施、事例調査、情報の整理・分析、指導者支援窓口の設置
- ② 地域ブランド・現場知財の活用を中心とした研修の実施(地方公共団体職員、JA営農指導員、関連企業等)

<事業実施主体> 民間団体 等

<事業実施期間> 平成20年度～平成24年度

【担当課:生産局知的財産課 (03)3502-5525(直通)】

- 目標 ① 知財関係支援・相談できる指導的人材を3年間で1000人程度育成
- ② 農林漁業者・食品企業に対し、知的財産の意識等を広く啓蒙

ねらい:知的財産の保護・活用の下地づくり

【事業の内容】

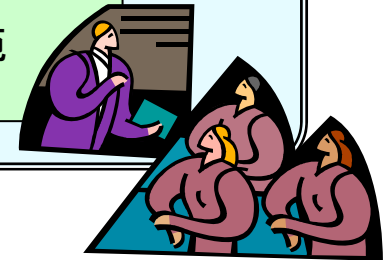
農林水産分野の知的財産人材育成を総合的に実施

【事業検討委員会の実施】

- ・ 年間の農林水産関係者における研修方針検討、主体別役割の検討
- ・ それぞれのコースの研修内容の検討・調整

【農林水産業現場の指導的人材の育成・支援、現場の知的財産意識の普及】

- ・ 普及指導員向け専門研修の実施、事例調査、支援窓口の設置等
- ・ 地方公共団体職員、JA営農指導員、関連企業等向けの研修の実施



【事業実施主体】 民間団体等 【概算要求額】 27百万円